

令和 7 年 1 月 22 日

保 護 者 様

長崎市立東長崎中学校長
校 長 江川 健一

令和 7 年度 就学援助の申請受付について（お知らせ）

このことについて、令和 7 年度分の「就学援助制度のお知らせ」をお送りします。内容をご確認のうえ、申請する場合は、**電子申請**で手続きをしてください。

不備がなく認定されれば、4 月分から就学援助を受けることができます。ただし、申請期間を過ぎると就学援助の認定開始月が遅くなりますのでご注意ください。

（なお、小学校新 1 年生の方で、新入学用品費用が申請済みの場合でも、令和 7 年 4 月以降の給食費など他の費目の就学援助を希望される場合は、再度令和 7 年度就学援助の申請が必要です。）

4 月認定申請期間： 2 月 17 日（月）から 4 月 15 日（火）17 時まで
--

※審査結果は、学校から令和 7 年 6 月下旬に通知予定です。

【提出時の注意事項】

- 1 就学援助を希望する場合は、期間内に電子申請をしてください。
※ 希望されない方の申請は不要です。
- 2 4 月入学のお子様がいる場合は、小中学校に在籍する兄弟姉妹と一緒に申請してください。
- 3 通信状況等の理由で、申請期限を経過した場合は 4 月認定ができませんので、あらかじめご了承ください。
- 4 インターネット環境が無い場合や外国語の申請書を希望する場合は、教育委員会へご連絡ください。
- 5 ご不明な点がございましたら、長崎市教育委員会までお問い合わせください。

※裏面に、教育委員会からのお知らせを記載しています。

教育委員会からのお知らせ

1 申請方法について

援助を希望するかたは、電子申請でご申請ください。

※ 電子申請の受付確認、内容の再確認や書類の追加提出は登録されたメールへご連絡しますので、メールは必ずご確認をお願いします。また、返却後、期限までに修正がされない場合は、4月認定とならないことがありますので、ご注意ください。

※ 例年の申請書（紙）はありません。

2 マイナンバーについて

今回はじめて長崎市で就学援助の申請をされるかたにつきましては、マイナンバーを確認する場合がございます。

3 添付書類の提出について

添付書類は、電子申請の申請フォームで写真やPDF等の添付をしてください。

1 通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・口座名義がわかるページ）

※ 通帳がない場合は、キャッシュカードまたは口座情報がわかる画面のハードコピー

2 審査にかかる必要書類

※ 申請理由によって必要な添付書類が異なりますので、詳細は長崎市ホームページでご確認ください。

※ 添付書類は、申請する際に発行できる最新の証明書を提出してください。

電子申請は
こちらから



詳細（長崎市 HP）
はこちらから



○お問い合わせ先

長崎市教育委員会総務課助成係

電話 095-822-8888（内線 4064、4072）

令和7年度就学援助制度の 受付を開始します！

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度とは… 小中学校に通うお子様の保護者で経済的に困りの方を対象に、学校生活に必要な経費の一部を援助する制度です。(年度ごとに申請が必要) 返済の必要はございません。

新入学用品費

小1:57,060円
中1:63,000円



学用品費

小:11,630円
中:22,730円



修学旅行費

(実費相当額)



給食費

(実費相当額)



※ その他支給費目などの詳しい内容は下記のQRコードから長崎市HPをご覧ください。
(支給額に変更になる場合があります。)

対象者	小中学校に通う児童生徒の保護者で、裏面記載の申請基準のいずれかに該当するかた (生活保護受給中の方を除く) ※対象外の方の申請は不要です。
申請方法	長崎市電子申請サービスを利用して電子申請 (下記QRコードまたは長崎市ホームページから)
申請期間	4月認定分: 令和7年2月17日～令和7年4月15日(17時) ※ 期限後も随時申請は受け付けています。(申請日以降の認定となります。)
認定について	6月下旬頃、学校を通じて文書でお知らせします。
その他注意事項等	●4月入学のお子様がいる場合は、兄や姉と一緒に申請してください。 ※ 新入学用品費を申請された方も令和7年度就学援助の申請が必要です。 ●申込期間を経過した場合は4月からの認定ができませんので、あらかじめご了承ください。 ●インターネット環境がない場合や外国語の申請書を希望する場合は、下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】
長崎市教育委員会
総務課助成係

長崎市魚の町4-1 市役所12階
電話: 822-8888(代表)
内線: 4064、4072

支給費目等は
こちらのHPで確認



電子申請は
こちらから



援助を受けることができる方とその添付書類

援助を受けられるかたは、次のいずれかに該当する方です。(太字は主な申請理由)

(☆が付いている理由は、決定通知書等の書類が必要になりますので、長崎市HPでご確認ください。)

- 1- (1) 生活保護が停止または廃止された
- 1- (2) **世帯員全員が市民税が非課税である**
- 1- (3) 市民税が減免された(天災などによる減免)
- ☆ 1- (4) 個人事業税が減免された(天災などによる減免)
- ☆ 1- (5) 固定資産税が減免された(天災などによる減免)
- ☆ 1- (6) 国民年金の掛金が減免された ※令和7年7月以前のものまたは1/4免除のものは対象外。(減免申請予定で申請可)
- ☆ 1- (7) 国民健康保険税が減免された
- 1- (8) **児童扶養手当を受けている※全部支給停止の場合は対象外。※児童手当や特別児童扶養手当は対象外**
- ☆ 1- (9) 生活福祉資金を借りた(令和7年の借入に限る。)
- ☆ 2- (1) 職業安定所登録の日雇労働をしている

3- (1) 『世帯員*全員』の令和7年所得額の合計額が、下表の「認定基準額」以下で子どもを就学させるのが困難な場合

【注意】：世帯員とは原則として、住民票に記載されている世帯員及び同一住所の世帯員をいいます。

その他条件に付きましては、市HPにてご確認ください。

【世帯人数別 認定基準額】※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、住民税通知書の「総所得金額」の欄をご確認ください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
合計所得額(円)	2,256,000	2,658,000	2,972,000	3,384,000	3,941,000	4,533,000	5,097,000	5,342,000	6,103,000	6,410,000

☆ 3- (2) 特別の事情(家計急変)：上記以外の理由で経済的に困りの方

①離職による減収(定年退職を除く)	②長期療養による減収(産休を除く)	③転職による減収
④同一勤務先での減収	⑤災害(火災・風水害等)	

※事情により必要な添付書類が異なりますので、詳しい内容は長崎市HPまたは教育委員会へお問い合わせください。

よくある質問

※詳しい質問はHPでご確認ください。

Q 兄弟がいますが、申請はそれぞれ必要ですか？

A 1回の申請で対象のお子様の申請ができます(市立、私立等を問いません。)。新1年生を含め全ての小中学生のお子様を電子申請の児童生徒欄に入力してください。

Q 申請者は世帯主でなければいけませんか？

A 保護者(現に監護する者)であれば構いません。したがって、原則、同居していることが条件となりますが、祖父母等であっても、申請者となりえます。

Q 申請の受付完了、進捗、結果等はどこで確認できますか？

Q 申請の受付後、登録されたメールアドレスにお知らせいたします。その際、発行される受付番号、パスワードをもって、サイト上で進捗状況や結果を確認できます。なお、決定通知書は学校を通じて通知いたします。

Q 私立の学校でも就学援助は受けられますか？

A 就学援助は長崎市に在住の児童生徒の保護者であれば、私立、県立、国立学校も受けられます(特別支援学校を除く)。ただし、給付内容は一部制限があります。